

平成 18 年 No.30

国立大学法人東京学芸大学学則の一部を改正する学則

改正理由

改正理由：学校教育法施行規則の改正に伴い，入学資格に専修学校の高等課程を修了した者を加えるものである。

なお，学校教育法施行規則の一部改正に基づく形式的な改正であるため，学長決裁により処理し，教育研究評議会には報告事項とする。

(平成18年 5 月 24 日 入学者選抜に関する専門委員会 審議承認)

国立大学法人東京学芸大学学則の一部を改正する学則を次のように制定する。

平成18年 5 月25日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成18年学則第 2 号

国立大学法人東京学芸大学学則の一部を改正する学則

東京学芸大学学則（平成16年学則第 2 号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学学則の一部改正について

改正理由：学校教育法施行規則の改正に伴い、入学資格に専修学校の高等課程を修了した者を加えるものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (入学資格) 第34条 本学に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者でなければならない。 (1)～(4) 〔省略〕 <u>(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者</u> <u>(6)</u> 〔省略〕 <u>(7)</u> 〔省略〕 <u>(8)</u> 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この学則は、平成18年5月25日から施行する。</u>	〔省略〕 (入学資格) 第34条 本学に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者でなければならない。 (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者 (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。） (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者 <u>(5)</u> 文部科学大臣の指定した者 <u>(6)</u> 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。） <u>(7)</u> 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの 〔省略〕